

# 「バイオものづくり革命推進事業」に係る公募要領

2023年12月25日

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

材料・ナノテクノロジー部

### 【受付期間】

2023年12月25日(月)～2024年2月26日(月) 正午 アップロード完了

### 【提出先および提出方法】

■Web 入力フォームから、必要情報の入力と提出書類（4. (4)提出書類）のアップロードを行ってください。

<Web 入力フォーム>

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/koubo/qa/enquetes/9tevimdyfklm>

■他の提出方法（持参・郵送・FAX・電子メール等）は受け付けません。

■提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を入力してください。また、再提出の場合は再度、全資料を再提出してください。

■再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提案書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。

■アップロードするファイルは、一つのzipファイルにまとめるなど、公募要領の指示に従ってください。なお、各ファイルにはパスワードは付けないでください。

### 【留意事項】

■登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるため、受付期間内に完了させてください。

■入力・アップロード等の操作途中で提出期限が来て完了できなかった場合は、受け付けません。

■アップロードされたファイルにおいて、ウイルス検知又はその疑い等があると当機構が判断した場合は、調査のため第三者へファイルの提供を行う場合がありますので、予めご了承ください。

■通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。

「バイオものづくり革命推進事業」に係る第2回公募について  
(2023年12月25日)

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）は、2023年度から2032年度まで「バイオものづくり革命推進事業」を実施する予定です。2024年度から本事業への参加を希望される方は、本公募要領に従いご応募ください。

本事業は、経済産業省が定める「バイオものづくり革命推進事業」に関する「研究開発計画」の内容に基づき実施いたします。

## 1. 件名

「バイオものづくり革命推進事業」

## 2. 事業概要

公募要領では主な事業概要を記載しているため、詳細は「[研究開発計画](#)」をご参照ください。

### (1) 背景

バイオものづくりは、遺伝子改変技術等により、微生物等が従来保有する物質生産能を強化する、新しい目的物質の生産能を獲得させる、あるいは原料の酵素分解等により目的物質を取得するといったテクノロジーであり、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画（令和4年6月7日閣議決定）においても科学技術・イノベーションの柱の一つと位置づけられるなど、経済成長と社会課題の解決の二兎を追えるイノベーションとして、政府が強力に推進していくべき重要技術です。バイオものづくりは、先行して取り組まれている医薬品や食品に留まらず、化学品・素材・繊維・燃料など多様な産業領域での活用が見込まれており、従来の化石資源を原料とした様々な製造プロセスを置き換える「持続可能なものづくり」として、次世代の産業基盤となり、我が国の競争力の核となり得ることが期待されます。一方で、バイオ由来製品が社会で広く活用されるためには、技術面、コスト面、制度面での課題があります。また輸入バイオマス原料の高騰に伴い、国内の未利用資源<sup>1</sup>の原料化利用への転換も求められています。

### (2) 目的

本事業では、多様な原料と多様な製品を出口としたバイオものづくりのバリューチェーンの構築に必要な技術の開発や社会システムの実証を行い、バイオものづくりへの製造プロセスの転換とバイオものづくり製品の社会実装を推進し、ひいては我が国の産業競争力の強化と社会課題解決を実現します。

### (3) 事業遂行の考え方

本事業では、バイオものづくり原料の調達のための技術開発や社会システム実証を行うとともに、バイオものづくりの付加価値の源泉を握る微生物等改変プラットフォーム（以下、「バイオプラットフォーム事業者<sup>2</sup>」という）の育成、微生物等の改良技術の開発および量産化のための製造技術開発・実証等を行います。「研究開発計画」で設定されている各研究開発項目について、提案者が実現

<sup>1</sup> 未利用資源は、例えば、飲食店の廃食油や食品加工工場等から排出される食品残渣、農産物の残渣（農業残渣）、間伐材、廃木材、廃パルプ等の産業の副産物として発生する有機物（供給余剰となり利用されないものを含む）や古着、古紙、家庭ゴミ・汚泥等の有機廃棄物といったこれまで十分に有効活用されていないバイオマス資源等とする。

<sup>2</sup> バイオプラットフォーム事業者とは、他社から受託を受け、バイオ×デジタル技術を駆使して微生物等を効率的に改良し、当該微生物等を顧客に提供することが可能な事業者を指す。なお、微生物等の開発には実証に耐えられるレベルの育種ができていないことを確認するために必要となる規模の培養・精製等のプロセスを行う者を含む。

したい目標を設定し、研究開発・実証を行います。これにより、アウトプット目標・アウトカム目標の達成を目指し、「研究開発計画」に基づいて以下の実施・管理体制で事業を遂行します。

(a) 経済産業省産業構造審議会商務流通情報分科会バイオ小委員会バイオものづくり革命推進ワーキンググループ

- ・ 「研究開発計画」の審議
- ・ 経営面でのコミットメントの審査
- ・ プロジェクトの取り組み状況の確認・外部環境等を踏まえた改善点の指摘
- ・ 産業構造審議会 商務流通情報分科会 バイオ小委員会への報告
- ・ 研究開発の事前・中間・事後評価のための専門家による指摘

(b) 社会実装・技術推進委員会

- ・ 提案テーマの採択審査及び実施計画に係る KPI、キーマイルストーンの確認及び助言
- ・ ステージゲート審査<sup>3</sup>(以下、SG という)におけるプロジェクトの継続・中止や予算の増額・減額に係る審査
- ・ 採択されたテーマに対する技術面・事業面での専門家の助言
- ・ 経済産業省産業構造審議会バイオ小委員会バイオものづくり革命推進ワーキンググループから指摘された改善点等を各テーマに反映するための助言
- ・ 採択されたテーマの実施計画策定に関する助言や変更の審査・承認・最終製品の価格水準や KPI、キーマイルストーンを含む各テーマの事業戦略ビジョン更新に係る助言

(c) マネジメントシートの提出及び公開

本事業で採択された全ての事業者は、提案書類「別紙3 事業戦略ビジョン<sup>4</sup>」に基づく経営のコミットメント状況を示すため、毎年度、以下のような項目について、取り組み状況（取り組んでいない場合は、その理由を含む）をマネジメントシート（「別紙3 事業戦略ビジョン」の「2. イノベーション推進体制(マネジメントシート)」をいう。）に追記、更新して NEDOへ提出し、企業秘密を除き、公開することとします。

- ① 経営層による本事業への関与
- ② 経営戦略への位置づけ（取締役会での決議、IR 資料・統合報告書への記載等）
- ③ 事業推進体制の確保（経営資源の投入状況、専門部署の設置等）

(4) 事業内容

- ・ 研究開発項目①～⑤は、原則として以下の各項目で示す期間以内で実施することとし、技術的困難性が小さい場合や社会実装に求められる競争スピードに比して遅れをとる可能性がある場合には開発・実証のスケジュールの前倒しを求めます。また1つの提案に複数の目的物質生産のための開発要素を含む場合に、目的物質毎に異なる期間の計画を立てることも可能とします。
- ・ すべての提案は、採択審査において研究期間、委託・助成の別、助成率等に条件を付ける場合があります。
- ・ 「研究開発計画」（13～14 ページ）3項(2)「研究開発期間」に例示される例外スケジュールで

<sup>3</sup> 研究から開発に至るプロセスを数段階の「ステージ」に分割し、ステージ間に「ゲート」を設け、次のステージに進むにあたり、一定の要件がクリアできているかを社会実装・技術推進委員会が評価する。実施時期については、採択後に NEDO が指示する。

<sup>4</sup> 国公立研究機関、大学、独立行政法人及びこれらに準ずる機関が提案の主体となる場合、企業と同様に提出を求める。その場合、研究開発計画に記載の自立運営、自立化、事業化に向け、当該機関としてどのような関わり方をし、持続的な技術の活用を進めていくか、等について記載すること。

- の提案を行う場合には、採択審査でその必要性を認められた場合のみ実施可能となります。
- ・ 一つの実施者及びコンソーシアム（以下、「実施者等」という。）が当初定めた研究開発期間の終了時点において、実用化に向けた課題が残る場合であって、終了時点で必要性が認められた場合には、追加的に継続研究開発・実証（原則 2 年以内。ただし基金設置期間に限ります。）を実施することを可能とする場合があります。なお継続研究開発・実証を希望する可能性が生じた場合、実施者等は速やかに、公募に対する提案書に、想定される継続研究開発の内容、想定される追加的な実施者及び再委託先、想定される研究開発・実証費用を記載してください。
  - ・ 提案 1 件当たりの委託費及び助成費は、原則として各研究開発項目に対して以下で示す金額を上限とします。
  - ・ これらの事業期間及び予算規模の上限は、実施者の採択後、研究開発・実証の進捗や成果、情勢変化を踏まえた最新の事業化見通しとこれに向けた取組状況等に係る総合的な評価を踏まえ、SG 等で見直します。
  - ・ グリーンイノベーション基金事業にて実施している CO<sub>2</sub> を原料として吸収・固定化し物質生産する微生物等については対象としません。また、診断薬・医薬品・医薬品原薬・原体及び専ら医薬品の原料となる物質についても対象としません。

#### 研究開発項目①「未利用資源の収集・資源化のための開発・実証」

##### (a) 未利用資源の収集のためのサプライチェーン構築に向けた調査

- ・ 開発対象：国内の未利用資源を収集しバイオものづくりの原料とするために必要となるサプライチェーンを構築する上で必要な調査を実施します。本調査を実施する場合は、(b) の「未利用資源の原料化のための開発・実証」と一体的に実施する計画の提出を求めます。ただし、(b) の開始の可否は (a) の調査終了時の SG にて判断し、調査終了時の SG の前後で (a) と (b) を含む実施計画の変更を行うことも可能とします。
- ・ 開発目標：本調査の成果を活用した未利用資源収集のサプライチェーンの構築事例の創出
- ・ 事業形態：委託
- ・ 事業期間：原則 1 年程度
- ・ SG：NEDO が設定する審査を経て、(b) および (c) の開始可否を決定します。なお、調査に要した期間は (b) および (c) の研究開発には含めません。
- ・ 予算規模：提案 1 件当たり研究開発項目① (a)、(b)、(c) の NEDO 負担額合計 200 億円以下
- ・ 提案対象者：企業・学術機関等<sup>5</sup>

##### (b) 未利用資源の原料化のための開発・実証

- ・ 開発対象：未利用資源<sup>6</sup>をバイオものづくりにおいて一般的に利用される糖や油脂、その他有機物などの原料に変換する上で必要となる技術の開発と未利用資源の収集及び原料化実証を対象とします。なお、実施者等において研究開発項目②～⑤と一体的な形ではなく、本研究開発項目のみに応募する場合は、事業開始後に研究開発項目②～⑤の開発を行う企業テーマとの共同研究を行いつつ、技術検証を行うこととします。共同研究を行うテーマは、本事業の第 2 回公募以外で提案のあったものも可能とします。
- ・ 開発目標：2029 年度までに、未利用資源をバイオものづくりの原料として利用する技術を確立し、海外のバイオマス原料等と同等以下の価格水準まで低下させる技術を確立する。

<sup>5</sup> 「学術機関等」とは、国公立研究機関、国公立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学、私立大学、高等専門学校、国立研究開発法人、独立行政法人、地方独立行政法人及びこれらに準ずる機関

<sup>6</sup> 未利用資源は国内の未利用資源を原料化することを求めるが、目的物質の生産量など、実施者の事業戦略に応じて海外の未利用資源を原料化することが適切と判断される場合はその限りではない。

- ・ 事業形態： 助成
- ・ 助成率： 1/2
- ・ 事業期間： 原則として、5年（60 か月）以内  
 (b) の実施後に (c) の実証へ移行する場合、(c) の実証期間は別途2年間とする
- ・ SG： 交付決定日から2年（24 か月）以内に実施する。  
 (b) の実施後に (c) の実証へ移行する場合、(b) 実施期間中に再度 SG を行い、(c) への移行可否を判断する。
- ・ 予算規模：提案1件当たり研究開発項目① (a)、(b)、(c) のNEDO負担額合計200億円以下
- ・ 提案対象者：企業等

(c) 循環型バイオものづくりを進めるための原料としてのバイオ製品等の収集実証

- ・ 開発対象：未利用資源の原料化プロセスにおいては、対象とする未利用資源の種類や品質によって技術課題が異なり、商業生産時に使用される原料と近い条件の原料調達が必要となることから、技術開発に必要な未利用資源及び製造された商品を如何に分別し収集するか、サプライチェーンを構築するための実証といった要素を含めることも可能とします。  
 ただし、これらの実証を実施する場合は、(b) の「未利用資源の原料化のための開発・実証」と一体的に実施することを必須とします。
- ・ 開発目標：2032年度までに、バイオ製品等の市場での流通・収集・原料化が可能なサプライチェーンの構築
- ・ 事業形態：助成
- ・ 助成率：1/2
- ・ 事業期間：原則として、5年（60 か月）以内
- ・ SG：交付決定日から2年（24 か月）以内に実施する。
- ・ 予算規模：提案1件当たり研究開発項目① (a)、(b)、(c) のNEDO負担額合計200億円以下
- ・ 提案対象者：企業等

研究開発項目②「産業用微生物等<sup>7</sup>の開発・育種及び微生物等改変プラットフォーム技術の高度化」

(a) 産業用微生物等の開発・育種

- ・ 開発対象：幅広い微生物等を対象に、ゲノム編集・遺伝子改変等の技術によって高い物質生産性を有する産業用微生物等の開発や、原料化した未利用資源（以下、「未利用原料」という。）を利用した物質生産を行う上で必要なロバスト性の獲得といった機能を付与させるための産業用微生物等の開発などを行います。また、物質生産以外にも、微生物や動植物細胞等に対して、増殖性の向上や培養の高密度化への耐性付与といった開発なども対象とします。加えて、本研究開発項目では、微生物等の開発・育種に有用なロボティクス・自動化設備を活用し、効率的な微生物等開発・育種を目指します。ただし、本研究開発項目では、技術的困難性が小さく研究開発要素の少ない育種等については対象とはしません。
- ・ 開発目標：微生物等の物質生産機能の向上や高い物質生産機能を保ったまま従来とは異なる原料を利用可能とし、最終製品を市場投入可能な価格水準（現行製品の1.2倍以下）で生産可能な性能をもつ微生物等を開発します。

<sup>7</sup> 微生物、動物細胞、植物（細胞）とする。

- ・ 事業形態：助成
- ・ 助成率：1/2
- ・ 事業期間：研究開発時点から5年（60か月）以内
- ・ SG：原則として、2年（24か月）以内に実施する。
- ・ 予算規模：提案1件当たり、原則としてNEDO負担額30億円以下
- ・ 提案対象者：企業等
- ・ 提案要件：遅くとも1回目のSG以降には、原料の少なくとも一部に未利用原料を利用する計画となっていること（ただし、食品等の未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は除く）。

(b) 産業用微生物等の開発・育種を通じたプラットフォーム技術の高度化

- ・ 開発対象：本研究開発項目では、未利用原料等を利用した物質生産機能をもつ産業用微生物等の開発を通じたプラットフォーム技術の高度化を目指す研究開発を実施します。  
バイオ×デジタル技術を駆使して微生物等を効率的に改良が可能なバイオプラットフォーム事業者の育成を目指し、微生物等の育種と組み合わせる形だけでなく、以下に示すようなプラットフォーム技術の開発のみを実施することも可能とします。
- ・ プラットフォームの機能高度化に当たり、試験環境下での研究開発に必要となる培養・精製等の設備を伴うことも可能としますが、その際には、各研究開発項目に付随して得られるデータの重要性に着目し、グローバルでの競争が可能となるよう、データの取得、活用及び連携の方法等について検討することが必要となります。
- ・ (I) 宿主となる微生物等ライブラリ拡充や生体触媒・代謝物に関するデータベース等の拡充
- ・ (II) AIなどのデジタル技術を用いて多種多様な微生物等がもつゲノム配列を解読して、生産物質の価値を高める技術開発、特定物質の効率的な生産に関連する遺伝子発現や代謝経路等との関係を明らかにし、効率的なゲノム設計・微生物等設計に反映するためのシステム・アプリケーション開発
- ・ (III) ロボティクス技術や自動でデータを収集するセンシング技術等を駆使して、DNA構築、微生物等の構築及び微生物等の性能試験（代謝物データ収集等）等の生物化学的な実験を効率化するためのシステム構築
- ・ (IV) 収集したゲノム配列・遺伝子発現・代謝物・生成物データ等を統合処理するためのシステム開発
- ・ (V) 工業生産時の分離・精製・加工といったダウンストリームの条件を微生物等設計に反映するための生産物質の物性評価システムの開発等といった技術の高度化
- ・ (I)～(V)の一部／全部を組み合わせたプラットフォームの高度化
- ・ 開発目標：微生物等の物質生産機能の向上や高い物質生産機能を保ったまま従来とは異なる原料を利用可能とし、最終製品を市場投入可能な価格水準（代替候補製品の1.2倍以下）で生産可能な性能をもつ微生物等を開発します。
- ・ 事業形態：委託
- ・ 事業期間：5年（60か月）以内
- ・ SG：契約開始日から2年（24か月）以内に実施する。
- ・ 予算規模：提案1件当たりの委託費は、原則として500億円以下
- ・ 提案対象者：企業・学術機関等
- ・ 提案要件：産業用微生物等の開発を伴わずにプラットフォーム技術の高度化を目指す研究開発のみを実施する場合、契約開始後4年以内を目処に、自社或いは他の企業等が提供す

る DBTL<sup>8</sup>プラットフォーム等に開発技術を実装し、本項目で行う微生物等の開発に活用すること、または研究開発終了時点で開発したプラットフォーム（プラットフォーム技術）が他の企業等から利用される仕組みを構築し自立運用体制を確立することを条件とし、技術検証を行うこと。

#### 研究開発項目③「微生物等による目的物質の製造技術の開発・実証」

- ・ 開発対象：微生物等を用いて商用スケールで物質生産を行う<sup>9</sup>際に必要となる大量培養等のスケールアップに伴う技術の開発や生産実証を対象とします。スケールアップの際は、原則として未利用資源を原料の一部として含むこと<sup>10</sup>とし、食品など、規制やパブリックアクセプタンス等の観点から未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は例外とします<sup>11</sup>。また、スケールアップはベンチスケールから商業スケールを対象とし、微生物等の培養スケールについては、提案時に提案書に定義することとします。それぞれのスケールについては事業化からバックキャストした形での TRL（Technology Readiness Levels、技術成熟度レベル）<sup>12</sup>に応じて定めることとします。
- ・ 開発目標：微生物等を用いて未利用原料等から生産した物質の製造コストについて、最終製品を市場投入可能な価格水準（現行製品の 1.2 倍以下）まで低下させる技術の確立を開発目標とします。
- ・ 事業形態：助成
- ・ 助成率：
  - ◆ TRL4～5（ベンチ～パイロット）：2/3
  - ◆ TRL6（セミ商業）：大企業；1/2、中小企業等；2/3
  - ◆ TRL7 以上（商業）：大企業；1/3、中小企業等；1/2
- ・ 事業期間：5 年（60 か月）以内
- ・ SG：2 年（24 か月）以内実施する。
- ・ 予算規模：提案 1 件当たり、原則として N E D O 負担額 800 億円以下
- ・ 提案対象者：企業等
- ・ 提案要件：遅くとも 1 回目の SG 以降には、原料の少なくとも一部に未利用原料を利用する計画となっていること（ただし、食品等の未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は除く）。事業化を見据えて、中長期的な原料の安定確保の見通しについて提案書の中で説明すること。

#### 研究開発項目④「微生物等によって製造した物質の分離・精製・加工技術の開発・実証」

- ・ 開発対象：発酵や大量培養といった微生物等を用いたプロセスによって生産した物質等を培地等から分離・精製し、最終製品へと加工することに伴う技術の開発と生産実証を対象とします。
- ・ 開発目標：微生物等を用いて未利用原料等から生産した物質の製造コストを、最終製品を市

<sup>8</sup> 最先端のバイオ工学分野の技術等を用いて効率的に遺伝子改変生物を開発する一連の開発サイクル。「D:遺伝子設計、B:宿主構築、T:生産性評価、L:結果の学習」

<sup>9</sup> 本研究項目では、微生物等によって生産した物質に加えて、細胞性食品や微生物の体を構成するタンパク質のような細胞そのものを製品とする技術やゲノム編集等を施した植物による鉱工業品原料の生産も対象に含める。

<sup>10</sup> 原料の一部として含めるべき未利用原料は、十分に活用されていないバイオマス資源であって、活用にあたり技術開発を伴わないバイオマス原料を含む。

<sup>11</sup> 未利用原料は国内の未利用原料を使用することを求めるが、目的物質の生産量など、実施者の事業戦略に応じて海外の未利用原料を使用することが適切と判断される場合はその限りではない。また、原料の全量を国内の未利用原料で賄うことは求めない。

<sup>12</sup> NASA によって作られた特定技術の成熟度レベルを評価するために使用される指標。技術の実用化段階に応じて、TRL1～9 の技術成熟度レベルを設定。本事業においては、IEA における TRL の定義に準拠することとする（別表を参照のこと）。応募時には、本事業において行う研究開発・実証の終了時に TRL7 以上に到達可能な計画の提出を求める。



場投入可能な価格水準（現行製品の 1.2 倍以下）まで低下させる技術の確立を開発目標とします。

- ・ 事業形態：助成
- ・ 助成率：大企業；1/3、中小企業等；1/2
- ・ 事業期間：原則として、5 年（60 か月）以内
- ・ SG：2 年（24 か月）以内に実施する。
- ・ 予算規模：提案 1 件当たり、原則として NEDO 負担額 300 億円以下
- ・ 提案対象者：企業等
- ・ 提案要件：遅くとも 1 回目の SG 以降には、原料の少なくとも一部に未利用原料を利用する計画となっていること（ただし、食品等の未利用原料の使用が適さない製品を対象とする場合は除く）。

#### 研究開発項目⑤「バイオものづくり製品の社会実装のための評価手法等の開発」

- ・ 開発対象：バイオものづくり製品の社会実装を進めていくことを目的とした LCA 確立の取り組みと、加えてその他 1 つ以上の社会実装に向けた取り組みを行うことを対象とします。後者については、例えば、以下の仕組みを検討するにあたり必要となる開発・検討や事例創出等を想定しています。
  - a.商品の差別化を図り、高付加価値品として消費者に選んでもらう仕組み（表示ルール、ブランド戦略）
  - b.温室効果ガスの削減効果をクレジット等の価値に変える仕組み（コスト増分を回収）（カーボンクレジット取引）
  - c.バイオ由来製品の廃棄時の回収ルール等の仕組み（ステークホルダー間の行動変容促進）
  - d.資源循環経済の実現に向けて、日本の有する技術や製品が国際的に評価される仕組み（日本で製造された製品が高い環境対応との評価）（→a.～c.の国際標準形成）
  - e.マーケット作りのための消費者・企業・業界の受容を促す仕組み（→消費者・企業・業界調査）

なお、応募において同質の製品を生産するプロジェクトがある場合、既採択案件も含め、コンソーシアム間での協調・連携を行うことを採択の条件とする場合があります。

- ・ 開発目標：研究開発項目①、研究開発項目③及び研究開発項目④の実施者は、事業終了までに採択した案件の製造プロセスに対する LCA 等を実施し、標準化戦略を検討します。
- ・ 事業形態：委託
- ・ 事業期間：原則として、5 年（60 か月）以内
- ・ SG：2 年（24 か月）以内に実施する。
- ・ 予算規模：提案 1 件当たりの委託費は、原則として 10 億円以下
- ・ 提案対象者：企業・学術機関等
- ・ 提案要件：研究開発項目②（a）と研究開発項目⑤の組み合わせのみでの提案は、受け付けません。

#### (5) 応募可能な類型

公募に際して、実施者が応募可能な組み合わせは以下の 6 類型とします。ただし、類型 3 及び類型 4 については、食品など規制やパブリックアクセプタンス等の関係から未利用原料の使用が適さない製品を製造する提案が対象となりますが、未利用原料のうち、活用にあたり技術開発を伴わないバイオマス資源を用いる提案についても応募を可能とします。また、類型 5 及び類型 6 については、応募の際に下記の※1、※2 の条件をそれぞれ満たすことを求めます。

類型 1 : 全研究開発項目を含む提案

類型 2 : 研究開発項目①+研究開発項目③+研究開発項目④+研究開発項目⑤

類型 3 : 研究開発項目②+研究開発項目③+研究開発項目④+研究開発項目⑤

類型 4 : 研究開発項目③+研究開発項目④+研究開発項目⑤

類型 5 : 研究開発項目①+研究開発項目⑤

類型 6 : 研究開発項目②+研究開発項目⑤

	類型 1	類型 2	類型 3	類型 4	類型 5	類型 6
項目①	●	●			●※1	
項目②	●		●			●※2
項目③	●	●	●	●		
項目④	●	●	●	●		
項目⑤	●	●	●	●	●	●

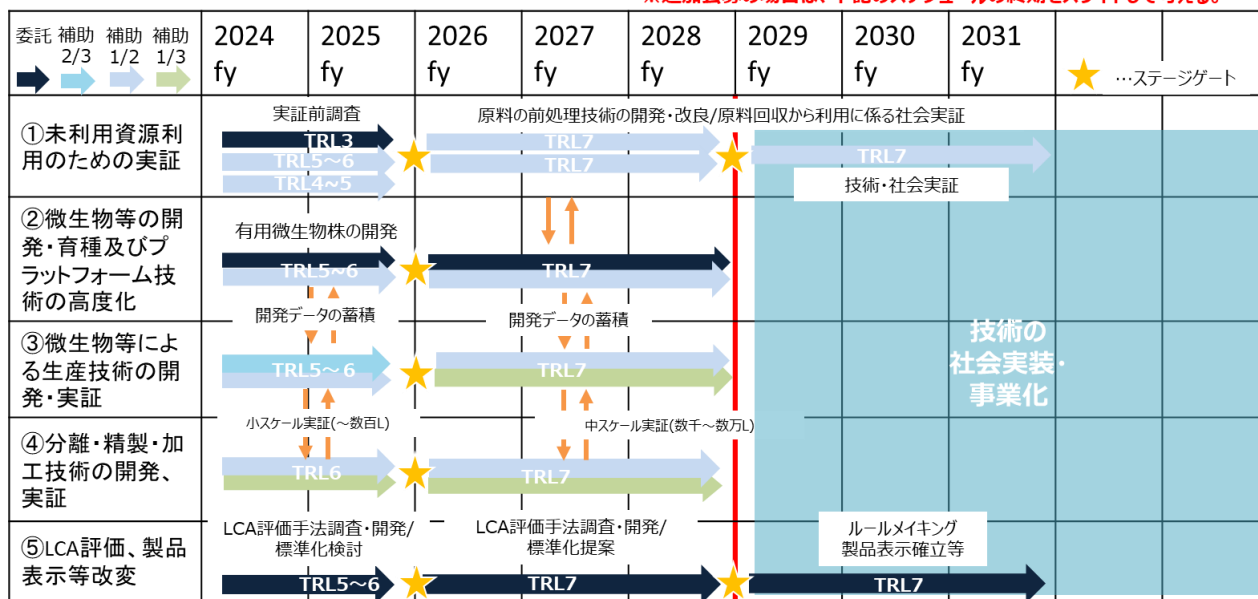
※1 : 類型 5 として応募する場合は、研究開発開始後 1 回目の SG までに研究開発項目②～⑤の開発を行う企業テーマと共同で研究を行うもしくは共同研究の見込みを示した上で、技術検証することを条件とし、条件を達成できない場合は研究開発を中止します。共同研究を行うテーマは、本事業の第 2 回公募以外で提案のあったものも可能とします。

※2 : 類型 6 として応募する場合は、微生物等の開発・育種（研究開発項目②(a)）のみの実施は認めません。

(参考) 研究開発期間のイメージ

○原則となるスケジュール

※追加公募の場合は、下記のスケジュールの終期をスライドして考える。



※社会実装・技術推進委員会による審査を踏まえて、採択・SGの際に、研究期間、委託・助成の別、助成率等に条件を付ける場合がある。

3. 応募要件

(1) 委託事業

応募資格のある法人は、次の(i)～(vii)までの条件、「研究開発計画」及び「2023年度実施方針」に示された条件を満たす、単独又は複数で受託を希望する企業等とします。

- (i) 当該技術又は関連技術の研究開発の実績を有し、かつ、研究開発目標達成及び研究計画遂行に必要となる組織、人員等を有していること。
- (ii) 委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤、資金及び設備等の十分な管理能力を有し、かつ、情報管理体制等を有していること。
- (iii) NEDOがプロジェクトを推進する上で必要とする措置を、委託契約に基づき適切に遂行できる体制を有していること。
- (iv) 企業等がプロジェクトに応募する場合は、当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有していること。
- (v) 研究組合、公益法人等が応募する場合は、参画する各企業等が当該プロジェクトの研究開発成果の実用化・事業化計画の立案とその実現について十分な能力を有するとともに、応募する研究組合等とそこに参画する企業等の責任と役割が明確化されていること。
- (vi) 複数の企業等が共同してプロジェクトに応募する場合は、実用化・事業化に向けた各企業等間の責任と役割が明確化されていること。
- (vii) 本邦の企業等で日本国内に研究開発拠点を有していること。なお、国外の企業等(大学、研究機関を含む)の特別な研究開発能力、研究施設等の活用又は国際標準獲得の観点から国外企業等との連携が必要な場合は、国外企業等との連携により実施することができる。

(2) 助成事業

助成事業者は、次の要件(i)～(vi)(バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第5条)、

「研究開発計画」及び「2023年度実施方針」に示された条件を満たす、単独ないし複数で助成を希望する、本邦の企業、大学等の研究機関であることが必要です。

- (i) 助成事業を的確に遂行するに足る技術的能力を有すること。
- (ii) 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。
- (iii) 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。
- (iv) 当該助成事業者が遂行する助成事業が、別途経済産業省が定める「研究開発計画」を達成するために十分に有効な研究開発を行うものであること。
- (v) 当該助成事業者が助成事業に係る事業化に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- (vi) 当該助成事業者が助成事業を国際連携による共同研究案件として実施することを目指している場合は、連携する国外の企業等（助成対象事業者には含まない）と共同研究にかかる契約・協定等を締結すること（又は連携の具体的予定を示すこと）ができること。また、知財権の取扱いを適切に交渉、管理する能力を有すること。

### (3) 企業区分

「中小企業」とは、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定められている下表の「資本金基準」又は「従業員基準」のいずれかを満たす会社(会社法[平成 17 年法律第 86 号]第 2 条第 1 項に定められている株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社)であって、みなし大企業に該当しないもの、且つ、直近過去 3 年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超えないものを指します。ただし、事業実施期間に限って、資本金の減資や従業員数の削減を行い、事業実施期間終了後に再度資本金の増資や従業員数の増員を行う等、専ら本事業の対象事業者となることのみを目的として、資本金、従業員数、株式保有割合等を変更していると認められた場合には、申請時点にさかのぼって本事業の対象外とします。

主たる事業として 営んでいる業種	【資本金基準】 資本金の額又は出資の総額	【従業員基準】 常時使用する従業員の数
イ. 製造業その他（ロ～ハ以外）	3 億円以下	300 人以下
ロ. 卸売業	1 億円以下	100 人以下
ハ. 小売業	5 千万円以下	50 人以下
二. サービス業	5 千万円以下	100 人以下

(注 1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、家族従業員、臨時の従業員を含みません。

又、他社への出向者は従業員に含みます。

(注 2)本事業において、「みなし大企業」とは、以下のものをいいます。

- ① 発行済株式の総数又は出資総額の 2 分の 1 以上が、同一の大企業の所有に属している法人
- ② 発行済株式の総数又は出資金額の 3 分の 2 以上が、複数の大企業の所有に属している法人
- ③ 資本金又は出資金が 5 億円以上の法人に直接又は間接に 100%の株式を保有されている企業
- ④ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている法人
- ⑤ 連結決算ベースで、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2 条に定められている上表の「資本金基準」及び「従業員基準」の双方を満たさない法人
- ⑥ 大企業に該当する親会社の連結決算ベースでの持分比率が 100%の子会社又は孫会社

- ⑦ 2021 年度以降の新規契約において確定している（申告済の）直近過去 3 年分の各事業年度の課税所得の年平均額が 15 億円を超える法人

(注 3)大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業者として取り扱わないものとします。

- ① 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ② 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ③ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合
- ④ カーブアウトベンチャー<sup>13</sup>

「中小企業としての組合等」とは、以下のいずれかに該当する組合等を指します。

- ①産業技術力強化法施行令第 6 条第 1 項第 3 号に規定する事業協同組合等(技術研究組合等を含む)。
- ②①のほか、特別の法律により設立された組合及びその他連合会の要件については産業技術強化法施行令第 6 条第 1 項第 3 号を準用する。

(注 4) 「中小企業としての組合等」の場合は、以下の全ての要件を満たすことが必要です。

- ① 技術研究組合であって、直接又は間接の構成員の 3 分の 2 以上が中小企業者であること。
- ② 特許法施行令 10 条第 2 号ロに該当する事業協同組合等（事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合及び商工組合連合会）
- ③ 組合として事業遂行能力を有すること。研究者が 1 人以上かつ組合従業員の 10%以上又は試験研究費等が事業費の 3%以上であること(試験研究費等については以下の URL の試験研究費とすること。)

[https://www.meti.go.jp/policy/tech\\_promotion/tax/R4gaiyov2.pdf](https://www.meti.go.jp/policy/tech_promotion/tax/R4gaiyov2.pdf)

#### 4. 提出期限及び提出先

本公募要領に従って「提案書」を作成し、その他提出書類とともに以下の提出期限までにアップロードを完了させてください。なお、持参、郵送、FAX 又は電子メールによる提出は受け付けません。ただし、NEDOから別途指示があった場合は、この限りではありません。

(1) 提出期限： 2023年2月26日（月）正午アップロード完了

※応募状況等により、公募期間を延長する場合があります。公募期間を延長する場合は、ウェブサイトでお知らせいたします。

なお、NEDO公式 X（旧 Twitter）をフォローいただくと、ウェブサイトに掲載された最新の公募情報に関するお知らせを X で確認できます。

是非フォローいただき、御活用ください。

【参考】NEDO公式 X

<https://www.nedo.go.jp/nedomail/index.html>

(2) 提出先： Web 入力フォーム

<sup>13</sup> 企業の経営陣等が事業の一部を切り出し、株式保有等ある程度の利害関係を保持し続け、また、自社の支配権もある程度保持したまま外部のリスマネーと外部の資源を取り込んで事業を行うベンチャーの一形態です。大企業の中で埋もれた技術や人材を社外の別組織として独立させ、株式公開を目指すものです。以下の全ての要件を満たす企業を指します。①研究者が 1 人以上かつ全従業員の 10%以上又は試験研究費等が売上高の 3%以上であること(試験研究費等については、以下の URL の試験研究費としてください。)。②未利用技術等、研究開発成果が事業化されていない技術を利用した実用化開発を行うこと。③公募締切日において設立 10 年以内の企業であること。

### (3) 提出方法

(2)提出先の Web 入力フォームで以下の①～⑱を入力いただき、提案書類チェックリストに従って⑳をアップロードしてください（共同提案の場合には、代表提案者が取りまとめてアップロードしてください。）。㉑でアップロードするファイルは提出書類毎に「提案書類チェックリスト」で指定しているファイル形式として、一つの zip ファイルにまとめてください。なお、アップロードする zip ファイルにはパスワードは付けないでください。

提出時に受付番号を付与します。再提出時には、初回の受付番号を㉒に入力してください。再提出の場合は、再度、全資料を再提出してください。

提出された提案書を受理した際には代表法人連絡担当者宛に提案受理のメールを送付いたします。

#### ■入力項目

- ①提案名【※】
- ②提案類型【※】
- ③代表法人名称【※】
- ④代表法人研究開発責任者氏名【※】
- ⑤代表法人連絡担当者氏名
- ⑥代表法人連絡担当者役職名
- ⑦代表法人連絡担当者所属部署
- ⑧代表法人連絡担当者電話番号
- ⑨代表法人連絡担当者所属住所
- ⑩代表法人連絡担当者 e メールアドレス
- ⑪研究開発の概要（200 文字以内）【※】
- ⑫共同提案法人名【※】
- ⑬再委託先等法人名  
（委託事業における再委託先・共同実施先／助成事業における委託先・共同研究先）【※】
- ⑭提案総機関数（共同提案者・再委託先等の全機関の総数）【※】
- ⑮提案事業総額（a）+（b）
- ⑯委託事業総額（a）
- ⑰助成事業総額（b）
- ⑱助成事業国費（NEDO負担額）（c）
- ⑲国費合計（NEDO負担額）（a）+（c）
- ⑳初回の申請受付番号（再提出の場合のみ）
- ㉑提出書類

【※】が付いている項目は、利害関係の確認のため採択審査委員へ共有します。

### (4) 提出書類

- ・ 【2】提案書（以下の様式1～4を含む）
- ・ 提案概要（様式1）
- ・ 実施計画（提案）（様式2）
- ・ 研究開発責任者の研究経歴書（委託）（様式3）
- ・ 主任研究者の研究経歴書（助成）（様式4）

- ・ 応募基礎情報（別紙１）（提出書類作成に当たっては、まずはこちらをご確認ください。）
- ・ 実施計画（別紙２）
- ・ 事業戦略ビジョン（別紙３）
- ・ 体制図（別紙４）
- ・ 体制表（別紙５）
- ・ 各年度予算額内訳（別紙６）
- ・ 項目ごと積算総括表（別紙７）
- ・ 積算総括グラフ（別紙８）
- ・ 事業および財務状況報告書（別紙９）  
（直近の事業報告書、財務諸表（原則、円単位：貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書、販売費および一般管理費明細書、キャッシュフロー計算書、（それぞれ３年分）、会社案内を含む）
- ・ 利害関係確認書（別紙１０）
- ・ NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認表（別紙１１）
- ・ e-Rad 応募内容提案書（別紙１２）（「(5)提出にあたっての留意事項」も参考にしてください。）
- ・ 加要素活動状況（若手・ワークライフバランス・賃上げ声明）（別紙１３）
- ・ その他の研究費の応募・受入状況（別紙１４）
- ・ 事業成果の広報活動について（助成）（別紙１５）
- ・ 非公開とする提案内容（助成）（別紙１６）
- ・ 国外企業との共同研究契約書の写し（別紙１７）
- ・ 契約に対する疑義（別紙１８）

(5) 提出にあたっての留意事項

- ・ 提出書類は日本語で作成してください。
- ・ 再提出は受付期間内であれば何度でも可能です。同一の提案者から複数の提出書類が提出された場合は、最後の提出のみを有効とします。
- ・ 登録、応募内容確認、送信ボタンを押した後、受付番号が表示されるまでを受付期間内に完了させてください。（受付番号の表示は受理完了とは別です。）
- ・ 入力・アップロード等の操作途中で提出期限になり完了できなかった場合、受け付けません。
- ・ 通信トラフィック状況等により、入力やアップロードに時間がかかる場合があります。特に、提出期限直前は混雑する可能性がありますので、余裕をもって提出してください。
- ・ 「３．応募要件」を満たさない者の提出書類又は不備がある提出書類は受理できません。
- ・ 提出書類に不備があり、提出期限までに修正できない場合は、提案を無効とさせていただきます。
- ・ 受理後であっても、応募要件の不備が発覚した場合は、無効となる場合があります。
- ・ 無効となった提出書類は、NEDOで破棄させていただきます。
- ・ 応募に際し、併せて府省共通研究開発管理システム（e-Rad）へ応募内容提案書を申請することが必要です。共同提案の場合には、代表して一事業者から登録を行ってください。この場合、その他の提案者や再委託、共同実施先については、研究分担者の欄に研究者の登録をお願いします。詳細は、e-Rad ポータルサイトを御確認ください。なお、e-Rad で申請した提案内容は提案書本文にも記載してください。

【参考】 e-Rad ポータルサイト

<https://www.e-rad.go.jp/>

## 5. 秘密の保持

NEDOは、提出書類について、公文書等の管理に関する法律に基づく行政文書の管理に関するガイドラインに沿い定められた関係規程により、厳重な管理の下、一定期間保存します。この際、取得した個人情報については、法令等に基づく場合の提供を除き、研究開発の実施体制の審査のみに利用しますが、特定の個人を識別しない状態に加工した統計資料等に利用することがあります。また、提出書類の添付資料「研究開発責任者及びチームリーダーの研究等経歴書」については、個人情報の保護に関する法律第22条の定めにより、採択先決定後、適切な方法をもって速やかに廃棄します。なお、e-Radに登録された各情報（プロジェクト名、応募件名、研究者名、所属研究機関名、予算額及び実施期間）及びこれらを集約した情報は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」として取扱われます。

## 6. 委託先および助成先の選定

### (1) 審査の方法について

- ・ 外部有識者による採択審査委員会とNEDO内の契約・助成審査委員会の二段階で審査を行います。
- ・ 採択審査委員会では、提案書の内容等について書面審査および書面審査を通過した事業者に対するヒアリング審査を実施し、本事業の目的の達成に有効と認められる事業者候補を選定します（スケジュールについては6.(4) スケジュールをご確認ください。）。
- ・ 契約・助成審査委員会では、採択審査委員会による審査の結果を踏まえ、NEDOが定める基準等に基づき、最終的に実施者を決定します。
- ・ 必要に応じてNEDO等から追加でのヒアリングや資料の提出等をお願いする場合がございます。
- ・ 事業者の選定は非公開で行われ、審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じられませんのであらかじめ御了承ください。

### (2) 審査基準

#### a. 採択審査の基準

##### ① 提案内容の審査

- i. 提案内容が「研究開発計画」の目的、目標に合致しているか
- ii. 研究開発の計画について（技術面）
  - ・ 本事業での研究開発の基盤となる開発実績の有無及び研究開発技術の新規性
  - ・ 目標、課題、解決手段、評価手段及びその根拠の明確性
  - ・ 目標設定のレベルの程度
  - ・ 研究計画の妥当性
  - ・ 研究開発体制の妥当性
  - ・ 波及効果
  - ・ 研究開発の計画の経済性
- iii. 事業化面
  - ・ 特許・ノウハウの優位性市場ニーズの把握
  - ・ 開発製品・サービスの優位性
  - ・ 事業化体制
  - ・ 事業化計画の信頼性
  - ・ 費用対効果



## ② 加点要素

- i. ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（平成28年3月22日にすべての女性が輝く社会づくり本部において、社会全体で、女性活躍の前提となるワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた取組を進めるため、新たに、女性活躍推進法第24条に基づき、総合評価落札方式等による事業でワーク・ライフ・バランス等推進企業をより幅広く加点評価することを定めた「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」が決定されました。本指針に基づき、女性活躍推進法に基づく認定企業（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）、次世代育成支援対策推進法に基づく認定企業（くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）、若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）に対しては加点評価されることとなります。）
- ii. 若手研究者（40歳以下）や女性研究者が研究開発責任者候補もしくは主要研究者として実施体制に含まれ、当該研究者の実績や将来性等を加味した提案になっている場合に加点します。
- iii. 助成対象事業者において、従業員への賃金引き上げの計画がある場合は加点評価されることとなります。

### b. 契約・助成審査委員会の選考基準

次の基準により委託および助成予定先を選考するものとする。

- i. 提案書の内容が次の各号に適合していること。
  1. 開発等の目標がNEDOの意図と合致していること。
  2. 開発等の方法、内容等が優れていること。
  3. 開発等の経済性が優れていること。
- ii. 当該開発等における委託および助成予定先の遂行能力が次の各号に適合していること。
  1. 関連分野の開発等に関する実績を有すること。
  2. 当該開発等を行う体制が整っていること。  
（再委託予定先等を含む。なお、国際共同研究体制をとる場合、そのメリットが明確であること。また、特にNEDOの指定する相手国の研究開発支援機関の支援を受けようとしている（または既に受けている）場合はその妥当性が確認できること。）
  3. 当該開発等に必要な設備を有していること。
  4. 経営基盤が確立していること。
  5. 当該開発等に必要な研究者等を有していること。
  6. 業務管理上NEDOの必要とする措置を適切に遂行できる体制を有していること。  
なお、委託および助成予定先の選考に当たってNEDOは、以下の点を考慮します。
    1. 優れた部分提案者の開発等体制への組み込みに関すること。
    2. 各開発等の開発等分担及び委託金額の適正化に関すること。
    3. 競争的な開発等体制の整備に関すること。
    4. 一般社団法人若しくは一般財団法人又は技術研究組合等を活用する場合における役割の明確化に関すること。

### (3) 委託および助成先の公表及び通知

- a. 採択結果の公表等  
採択した案件（実施者名、提案名、事業概要）はNEDOのウェブサイト等で公開します。不採択とした案件については、その旨を不採択とした理由とともに提案者へ通知します。
- b. 採択審査委員の氏名の公表について

採択審査委員の氏名は、採択案件の公開時に公開します。

c. 附帯条件

採択に当たって条件（提案した再委託は認めない、他の機関との共同研究とすること、再委託研究としての参加とすること、NEDO負担額の変更等）を付す場合があります。

(4) スケジュール

2023年12月25日： 公募開始

2024年1月12～15日： 公募説明会

第一回 1月12日（金）14時～15時（NEDO川崎本部およびWEB開催）

第二回 1月15日（月）14時～15時（NEDO分室およびWEB開催）

2月26日： 公募締め切り（正午）

3月上旬～5月中旬（予定）： 書面審査及びヒアリング審査

5月下旬（予定）： 契約・助成審査委員会

6月中旬（予定）： 採択決定・公表

8月中旬（予定）： 契約・交付

※4月から5月頃に予定しているヒアリング審査については、提案者としての事業化へのコミットメントを確認するため、取締役クラスの方の出席を求めています。日程が固まり次第、NEDOのHPにて公開しますので、対応者の日程の確保をお願いいたします。

※下記の理由により公募締切から採択決定・公表まで70日以上期間を要します。

- ・ 多数の応募が見込まれ、受領作業・書面審査・ヒアリング審査において多くの時間を要するため。
- ・ 年度初め（4月）の審査委員の日程確保が難しく、ヒアリング審査の実施が困難なため。

## 7. 留意事項

(i) 委託事業及び助成事業の事務処理等について

契約及び委託業務の事務処理、交付及び助成事業の事務処理等について委託事業では最新の業務委託契約約款に「バイオものづくり革命推進事業に関する特別約款」を付帯して契約締結を行い、助成事業では「バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程」に基づく交付決定を行います。事務処理については、別途事務処理マニュアルを提示いたしますので、そちらに基づき実施いただきます。また、NEDOが運用する「NEDOプロジェクトマネジメントシステム」を利用していただくことが必須になります。利用に際しては利用規約

(<https://www.nedo.go.jp/content/100906708.pdf>) に同意の上、利用申請書を提出していただきます。

【参考】

- ・ 委託事業の手続き：約款・様式 <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/yakkan.html>
- ・ 委託事業の手続き：マニュアル <https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/manual.html>
- ・ バイオものづくり革命推進事業に関する特別約款
- ・ バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程

(ii) 委託事業・助成事業共通

(1) 国立研究開発法人から民間企業への再委託（委託事業）及び委託（助成事業）

国立研究開発法人から民間企業への再委託又は共同実施（再委託先又は共同実施先へ資金の流れがないものを除く。）は、原則認めておりません。

(2) 研究開発の計画の見直しや中止

ステージゲート方式の採用により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや研究開発を中止する場合があります。

(3) 海外技術の活用と海外機関の参画について

我が国の産業競争力強化の観点から、我が国技術の国際競争力や海外における類似の研究開発動向を分析した上で、国内経済への波及効果が期待される場合には、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を可能とします。他方で開発成果の社会実装に際しては、国内産業に十分な付加価値を生み出すことや用途、国外への技術流出リスク等について十分に留意してください。具体的には、プロジェクトの主な実施場所が国内であることに加えて、プロジェクト後の成果活用場所に国内を含むことを求めるほか、開発された技術が海外で武器に転用されないよう、プロジェクトの実施者に輸出管理体制の整備を求める等の安全保障上の配慮は当然として、海外企業がプロジェクトの実施者となる場合には、新たに取得する知的財産はNEDOとの共有とし、当該海外企業とNEDOの持ち分の合計のうち半数以上の持ち分はNEDOに帰属させる<sup>14</sup>。

(4) 事業戦略ビジョン

契約締結後に業務委託契約約款第 27 条第 2 項又は共同研究契約約款第 29 条第 2 項に該当する事象が生じた場合は、速やかに「事業戦略ビジョン」（別紙 3）を変更し、プロジェクト担当部に提出してください（詳細は委託および助成のうちいずれか該当する事業の事務処理マニュアル補足事項を参照してください）。

(5) 広報活動

バイオものづくり製品の社会実装を進める上では、研究開発・実証成果のユーザー企業や消費者への積極的な PR が重要です。そのため、実施企業等は国際的な枠組みにおいて機会があれば取り組みを発信するなど、様々な機会を有効活用して国内外での広報活動を行ってください。また、実施者等による 2025 年大阪・関西万博との連携を行うことも推奨します。

(6) 追跡調査・評価

研究開発終了後、本研究成果についての追跡調査・評価に御協力いただく場合があります。追跡調査・評価については、以下 Web ページに掲載の「追跡調査・評価の概要」を御覧ください。

<https://www.nedo.go.jp/content/100931274.pdf>

(7) 「国民との科学・技術対話」への対応

本事業を受託する事業者は、研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する活動（以下、「国民との科学・技術対話」という）に関する直接経費の計上が可能です。本事業において「国民との科学・技術の対話」の活動を行う場合は、その活動の内容及び必要な経費を提案書に記載して提出してください。本活動に係る支出の可否は、研究活動自体への影響等も勘案して判断します。

また、本活動を行った場合は、年度末の実績報告書等に活動実績を盛り込んで報告してください。

本活動は中間評価・事後評価の対象となります。

<sup>14</sup> 委託及び助成事業に適用することとし、委託事業の場合は「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン（令和 4 年 3 月改訂）」に基づく。

なお、本事業以外で自主的に本活動に取り組むことは妨げませんが、間接経費を活用して本活動を行った場合は実績報告書への記載等（本活動に係る事項のみで結構です）によりNEDOに報告してください。

【参考】「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）

<https://www8.cao.go.jp/cstp/stsonota/taiwa/>

(8) 公的研究費の不正な使用及び不正な受給への対応

公的研究費の不正な使用及び不正な受給（以下「不正使用等」という。）については、「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成20年12月3日経済産業省策定。以下「不正使用等指針」という。※1）及び「補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等の措置に関する機構達」（平成16年4月1日16年度機構達第1号。NEDO策定。以下「補助金停止等機構達」という。※2）に基づき、NEDOは資金配分機関として必要な措置を講じることとします。併せて本事業の事業実施者も研究機関として必要な対応を行ってください。

本事業及び府省等の事業を含む他の研究資金において、公的研究費の不正使用等があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※1. 「不正使用等指針」についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※2. 「補助金停止等機構達」についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において公的研究費の不正使用等があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正の重大性などを考慮しつつ、全部又は一部を返還していただきます。
- ii. 不正使用等を行った事業者等に対し、NEDOとの契約締結や補助金等の交付を停止します。  
（補助金停止等機構達に基づき、処分した日から最大3年間の契約締結・補助金等交付の停止の措置を行います。）
- iii. 不正使用等を行った研究者及びそれに共謀した研究者（善管注意義務に違反した者を含む。以下同じ。）に対し、NEDOの事業への応募を制限します。  
（不正使用等指針に基づき、不正の程度などにより、原則、当該研究費を返還した年度の翌年度以降1～5年間の応募を制限します。また、個人の利益を得るための私的な流用が確認された場合には、10年間の応募を制限します。）
- iv. 府省等他の資金配分機関に対し、当該不正使用等に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正使用等を行った者及びそれに共謀した研究者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。他府省の研究資金において不正使用等があった場合にもi～iiiの措置を講じることがあります。
- v. 不正使用等の行為に対する措置として、原則、事業者名（研究者名）及び不正の内容等について公表します。

- b. 「公的研究費の不正な使用等の対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日経済産業省策定）に基づく体制整備等の実施状況報告等について

本事業の契約に当たり、各研究機関では標記指針に基づく研究費の管理・監査体制の整備が必要です。体制整備等の実施状況については、報告を求める場合がありますので、求めた場合、直ちに報告するようにしてください。なお、当該年度において、既に、府省等を含め別途の研究資金への応募等に際して同旨の報告書を提出している場合は、この報告書の写しの提出をもって代えることができます。

また、NEDOでは、標記指針に基づく体制整備等の実施状況について、現地調査を行う場合があります。

(9) 研究活動の不正行為への対応

研究活動の不正行為（ねつ造、改ざん、盗用）については「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日経済産業省策定。以下「研究不正指針」という。※3）及び「研究活動の不正行為への対応に関する機構達」（平成 20 年 2 月 1 日 19 年度機構達第 17 号。NEDO 策定。以下「研究不正機構達」という。※4）に基づき、NEDOは資金配分機関として、本事業の事業実施者は研究機関として必要な措置を講じることとします。そのため、告発窓口の設置や本事業及び府省等他の研究事業による研究活動に係る研究論文等において、研究活動の不正行為があると認められた場合、以下の措置を講じます。

※3. 研究不正指針についてはこちらを御参照ください： 経済産業省ウェブサイト

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/kenkyu-fusei-shishin.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/kenkyu-fusei-shishin.html)

※4. 研究不正機構達についてはこちらを御参照ください： NEDOウェブサイト

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

a. 本事業において不正行為があると認められた場合

- i. 当該研究費について、不正行為の重大性を考慮しつつ、全部又は一部を返還していただくことがあります。
- ii. 不正行為に関与した者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：不正行為の程度などにより、原則、不正があったと認定された年度の翌年度以降 2～10 年間)
- iii. 不正行為に関与したとまでは認定されなかったものの、当該論文等の責任者としての注意義務を怠ったことなどにより、一定の責任があるとされた者に対し、NEDOの事業への翌年度以降の応募を制限します。  
(応募制限期間：責任の程度等により、原則、不正行為があったと認定された年度の翌年度以降 1～3 年間)
- iv. 府省等他の資金配分機関に当該不正行為に関する措置及び措置の対象者等について情報提供します。このことにより、不正行為に関与した者及び上記 iii により一定の責任があるとされた者に対し、府省等他の資金配分機関の研究資金による事業への応募が制限される場合があります。また、府省等他の資金配分機関からNEDOに情報提供があった場合も同様の措置を講じることがあります。
- v. NEDOは不正行為に対する措置を決定したときは、原則として、措置の対象となった者の氏名・所属、措置の内容、不正行為が行われた研究資金の名称、当該研究費の金額、研究内容、不正行為の内容及び不正の認定に係る調査結果報告書などについて公表します。

b. 過去に国の研究資金において不正行為があったと認められた場合

国の研究資金において、研究活動における不正行為があったと認定された者（当該不正行為があったと認定された研究の論文等の内容について責任を負う者として認定された場合を含む。）については、研究不正指針に基づき、本事業への参加が制限されることがあります。

なお、本事業の事業実施者は、研究不正指針に基づき研究機関として規定の整備や受付窓口の設置に努めてください。

c. N E D Oにおける研究不正等の告発受付窓口

N E D Oにおける公的研究費の不正使用等及び研究活動の不正行為に関する告発・相談及び通知先の窓口は以下のとおりです。

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 リスク管理統括部

〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310

電話番号： 044-520-5131

FAX 番号： 044-520-5133

電子メール：helpdesk-2@ml.nedo.go.jp

ウェブサイト： 研究活動の不正行為及び研究資金の不正使用等に関する告発受付窓口

[https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu\\_index.html](https://www.nedo.go.jp/itaku-gyomu/kokuhatu_index.html)

（電話による受付時間は、平日：9時30分～12時00分、13時00分～18時00分）

(10) 大学・国立研究開発法人等における若手研究者の自発的な研究活動

2020年度以降の新規契約について、大学又は国立研究開発法人等で雇用される40歳未満（40歳となる事業年度の終了日まで）の若手研究者による当該プロジェクトの推進に資する自発的な研究活動の実施を可能とします。

なお、採択決定後、大学又は国立研究開発法人等は、実施計画書に予めその旨を記載し、その実績を従事日誌又は月報等により当機構に報告することになります。

【参考】競争的研究費においてプロジェクトの実施のために雇用される若手研究者の自発的な研究活動等に関する実施方針

<https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/jisshishishin.pdf>

(11) RA（リサーチアシスタント）等の雇用

第6期科学技術・イノベーション基本計画においては、優秀な学生、社会人を国内外から引き付けるため、大学院生に対する経済的支援を充実すべく、数値目標が掲げられています。

本プロジェクトにおいてもRA（リサーチアシスタント）等の研究員登録が可能であり、本プロジェクトで、研究員費を支払うことが可能です。

なお、本プロジェクトを通じて知り得る秘密情報を取り扱うRA等は、N E D Oと契約を締結する大学組織との間で、守秘義務を含む雇用契約を締結されている必要があり、本プロジェクトに直接に従事する者は、全て研究員登録を行う必要があります。

【参考】

・第6期科学技術・イノベーション基本計画

<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>

・研究力強化・若手研究者支援総合パッケージ



<https://www8.cao.go.jp/cstp/package/wakate/wakatepackage.pdf>

・ポストドクター等の雇用・育成に関するガイドライン

[https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt\\_kiban03-000011852\\_1.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20201203-mxt_kiban03-000011852_1.pdf)

(12) 安全保障貿易管理について（海外への技術漏洩への対処）

- a. 我が国では、我が国を含む国際的な平和及び安全の維持を目的に、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制\*が行われています。外為法で規制されている貨物や技術を輸出（提供）しようとする場合は、原則外為法に基づく経済産業大臣の許可を受ける必要があります。

※我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）から成り立っています。

- b. 貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となります。リスト規制技術を外国の者（非居住者）又は特定類型\*に該当する居住者に提供する場合等は、その提供に際して事前の許可が必要です。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メール・CD・USB メモリなどの記録媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれます。外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合があります。

※ 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第 25 条第 1 項及び外国為替令第 17 条第 2 項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1. (3) サ①～③に規定する特定類型を指します。

- c. また、外為法に基づき、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を業として行う場合には、安全保障貿易管理の体制構築を行う必要があります\*。本委託事業を通じて取得した技術等を輸出（提供）しようとする場合についても、規制対象となる場合がありますのでご注意ください。経済産業省から指定のあった事業については委託契約締結時までには、本委託事業により外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認、及び輸出の意思がある場合は、管理体制の有無について確認を行います。輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は本委託事業終了のいずれか早い方までの体制整備を求めます。なお、同確認状況については、経済産業省の求めに応じて、経済産業省に報告する場合があります。また、本委託事業を通じて取得した技術等について外為法に係る規制違反が判明した場合には、契約の全部又は一部を解除する場合があります。

※ 輸出者等は外為法第 55 条の 10 第 1 項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務があります。また、ここでの安全保障貿易管理体制とは、「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制を言います。

- d. 安全保障貿易管理の詳細については、以下をご覧ください。

- ・ 安全保障貿易管理（全般） <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>  
(Q&A <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/qanda.html> )
- ・ 一般財団法人安全保障貿易センター モデル内部規程  
<https://www.cistec.or.jp/export/jisyukanri/modelcp/modelcp.html>
- ・ 安全保障貿易ガイダンス（入門編）  
<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance.html>
- ・ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス（大学・研究機関用）

- ・ 大学・研究機関のためのモデル安全保障貿易管理規程マニュアル

(13) 「不合理な重複」及び「過度の集中」の排除

「不合理な重複」(注1)、又は「過度の集中」(注2)が認められる場合には、採択を行わないことがあります。また、それらが採択後に判明した場合には、採択取り消し又は減額することがあります。

(注1)

同一の研究者による同一の研究課題(競争的研究費が配分される研究の名称及びその内容をいう。以下同じ。)に対して、複数の競争的研究費その他の研究費(国外も含め、補助金や助成金、共同研究費、受託研究費等、現在の全ての研究費であって個別の研究内容に対して配分されるもの(※))が不必要に重ねて配分される状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 実質的に同一(相当程度重なる場合を含む。以下同じ。)の研究課題について、複数の競争的研究費その他の研究費に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- 既に採択され、配分済の競争的研究費その他の研究費と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 所属する機関内において配分されるような基盤的経費又は内部資金、商法で定める商行為及び直接又は間接金融による資金調達を除く。

(注2)

同一の研究者又は研究グループ(以下「研究者等」という。)に当該年度に配分される研究費全体が、効果的、効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れないほどの状態であって、次のいずれかに該当する場合をいう。

- 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- 当該研究課題に配分されるエフォート(研究者の全仕事時間(※)に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合(%))に比べ、過大な研究費が配分されている場合
- 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- その他これらに準ずる場合

(※) 研究者の全仕事時間とは、研究活動の時間のみを指すのではなく、教育活動や管理業務等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

- ① 現在の他府省を含む他の競争的研究費その他の研究費の応募・受入状況や、現在の全ての所属機関・役職に関する情報について応募書類や共通システムに事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取り消し又は減額配分とすることがあります。
- ② 提出いただく情報については、守秘義務を負っている者のみで扱います。また、他の配分機関や関係府省間で情報が共有されることがあり得ますが、その際も守秘義務を負っている者のみで共有を行います。
- ③ 共通システムを活用し、不合理な重複及び過度の集中の排除を行うために必要な範囲内で、応



募内容の一部に関する情報を競争的研究費の府省庁担当課（独立行政法人等である配分機関を含む。以下同じ。）間で共有します。応募書類や共通システムへの記載及び他府省からの情報等により「不合理な重複」又は「過度の集中」と認められる場合は、その程度に応じ、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分を行います。

- ④ 研究費や所属機関・役職に関する情報に加えて、寄附金等や資金以外の施設・設備等の支援を含む、自身が関与する全ての研究活動に係る透明性確保のために必要な情報について、関係規程等に基づき、所属機関に適切に研究者から報告が行われていないことが判明した場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。また、当該応募課題に使用しないが、別に従事する研究で使用している施設・設備等の受入状況に関する情報については、不合理な重複や過度な集中にならず、研究課題が十分に遂行できるかを確認する観点から、事業者に対して、当該情報の把握・管理の状況について提出を求めることがあります。
- ⑤ 各機関においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について」（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）を踏まえた利益相反・責務相反に関する規程が整備されていることが重要です。各機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況を必要に応じて照会を行うことがあります。
- ⑥ 今後、秘密保持契約等を締結する際は、競争的研究費の応募時に、必要な情報に限り提出することがあることを前提とした内容とすることを検討いただきますようお願いいたします。ただし、企業戦略上著しく重要であり、秘匿性が特に高い情報であると考えられる場合等、秘匿すべき情報の範囲について契約当事者が合意している契約においては、秘匿すべき情報を提出する必要はありません。なお、必要に応じて提案者に秘密保持契約等について、関係府省またはNEDOから照会を行うことがあります。

**【参考】**

・競争的資金研究費の適正な執行に関する指針

[https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin\\_r3\\_1217.pdf](https://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/shishin_r3_1217.pdf)

(iii) 委託事業者

(1) 研究開発責任者の研究経歴書の記入（様式3）

共同提案、単独提案いずれの場合も各提案者の研究開発の責任者となる「研究開発責任者」の研究経歴書を提出していただきます。

**【参考】** 研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad とも連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDOが運用するシステムではありません。）

(2) ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況（別紙13）

提案書の実施体制に記載される委託先について、女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業)、次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業)、若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定企業)の状況を記載していただきます。

(3) NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票(別添3 および 別紙11)

提案書の実施体制に記載する全ての提案者(再委託等は除く。)において、プロジェクトを遂行する上で取得又は知り得た保護すべき一切の情報(機微情報)に関して、機微情報の保持に留意して漏えい等防止する責任を負うことから、提案時又は契約締結時に予定する関係規程の整備や機微情報を取扱う者の体制の構築等についての確認表を提出していただきます。

なお、情報管理体制等を有することを提案者の応募要件としているため、全ての確認項目に対して、採択後の契約締結時までに対応する必要があります。(仮に、契約締結時まで未対応の場合には応募要件を満たさなかったものとして不採扱扱いとなります。)

(4) 知財マネジメント(別添4)

本プロジェクトは、NEDOプロジェクトにおける知財マネジメント基本方針を適用し、産業技術力強化法第17条(日本版バイ・ドール規定)が適用されます。

本プロジェクトの成果である特許等について、「特許等の利用状況調査」(バイ・ドール調査)に御協力をいただく場合があります。

(5) データマネジメント(別添5)

本プロジェクトはNEDOプロジェクトにおけるデータマネジメント基本方針のうち【委託者指定データがない場合】を適用します。

(6) 国立研究開発法人の契約に係る情報の公表(別添6)

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、採択決定後、NEDOとの関係に係る情報をNEDOのウェブサイトで公表することがありますので御了知ください。なお、本公募への応募をもって同意されたものとみなします。

(7) 研究開発資産の帰属・処分について

①資産の帰属

委託業務・共同研究業務(企業・公益法人等が委託先・共同研究先の場合)を実施するために購入し、または製造した取得資産のうち、取得価額が50万円(消費税込)以上、かつ法定耐用年数が1年以上の資産については、NEDOに所有権が帰属します。(約款第20条第1項)

なお、委託先・共同研究先が、国立研究開発法人等(国立研究開発法人、独立行政法人)、大学等(国公立大学、大学共同利用機関、私立大学、高等専門学校)、地方独立行政法人の場合には、資産は原則として委託先・共同研究先に帰属します。

②資産の処分

委託先は、業務委託契約に基づき委託事業期間終了後、有償により、NEDO帰属資産をNEDOから譲り受けることとなっています。その際の価額は、事業終了日の残存価額となります。(約款第20条の2第1項・第3項)また、NEDO帰属資産は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条が準用されるため処分制限があります。

(8) 民間企業等による負担

委託事業として実施する開発テーマについて、研究開発計画及び社会実装・技術推進委員会によって決定した予算規模を超える研究開発費が必要となる場合には、予算規模を超える費用（以下、「自己開発投資額」という。）を自己負担すること及び研究開発終了後に当該負担の実績（以下、「実負担額」という。）及びその内訳をNEDOに対して報告することを、実施者が採択時に誓約することを条件として、実施を認めます。なお、研究開発終了時点で、実負担額が「自己開発投資額×（委託費受領額／提案時委託費）」を下回る場合には、実施者はNEDOに対してその差額を返還してください。実施者が自己開発投資額を負担して実施する研究開発においても、NEDOからの委託費により取得・導入した機械装置、ソフトウェア等は使用可能とします。

(iv) 助成事業

(1) 実施計画書の変更について

ステージゲート方式の採用等により、研究開発の途中段階で実施内容の見直しや、研究開発を中止する場合があります。

(2) 事業化状況報告書等の提出

採択された事業にあつては、助成事業完了後に事業化に努めていただくとともに、5年後までの事業化状況報告書を毎年度提出していただきます。また、助成事業の成果を踏まえた当該助成事業に係る事業化計画書等を提出していただくことがあります。

(3) 収益納付

当該助成事業の事業化等により、収益が生じたと認められたときは交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付していただくことがあります。また、事業期間中に、補助を受けて実施した研究開発に伴って副次的に発生した生産物による収入については、実施者に対して納付を求めます。納付の方法については、事前にNEDOに相談の上、その指示に従うこととします。（バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第25条）

(4) 処分制限財産の取扱い

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条が準用され、助成金執行の適正化の観点から、助成事業で取得した機械装置等の取得財産には処分制限があります。（バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程第16条）

(5) 主任研究者研究経歴書の記入（様式4）

助成事業の遂行を管理し、各種文書の提出や研究員の従事日誌の確認等を行う助成事業を遂行する際の責任者である主任研究者について、研究経歴書に記載していただきます。

【参考】研究者情報の researchmap への登録について

researchmap (<https://researchmap.jp/>) は日本の研究者総覧として国内最大級の研究者情報データベースで、登録した業績情報は、インターネットを通して公開することもできます。また、e-Rad と連携しており、登録した情報を他の公募で求められる内容に応じて活用することもできます。researchmap で登録された情報は、国等の学術・科学技術政策立案の調査や統計利用目的でも有効活用されておりますので、本事業実施者は、researchmap への登録も併せてご検討ください。（researchmap は、NEDOが運用するシステムではありません。）

(6) 本事業で得られた成果の発表の取扱いについて

本事業では、交付規程第9条第1項二十一号及び第23条第4項に定める報道機関その他への成果の公開・発表等については、以下のとおりとします。

- ① 本事業の成果、実用化・製品化に係る発表又は公開（取材対応、ニュースリリース、製品発表等）を実施する際は事前にNEDOに報告を行うものとする。特に記者会見・ニュースリリースについては事前準備等を鑑み原則公開の3週間前に報告を行うものとする。
- ② 報告の方法は、文書によるものの他、電子媒体（電子メール等）による通知を認める。その際、NEDOからの受領の連絡をもって履行されたものとする。
- ③ 公開内容についてNEDOと事業者は内容を調整・合意のもと、協力して効果的な情報発信に努めるものとする。
- ④ 前項目に基づき発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、記載例を参考にしてその内容がNEDO事業の成果として得られたものであることを明示する。なお、その場合には、NEDOの了解を得てNEDOのシンボルマークを使用することができる。

**【発表又は公開する場合の記載例】**

「この成果は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られたものです。」

**【事業化等について発表又は公開する場合の記載例】**

「これは、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の事業において得られた成果を（一部）活用しています。」

(7) 交付決定の取り消し

申請内容の虚偽、助成金の重複受給等が判明した場合、交付決定後であっても交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることがあります。

(8) 事業開始年度の賃金を引き上げる旨の表明をした場合の対応

表明した賃上げが実施されなかった場合には、速やかにNEDOに理由書を提出してください。また、賃上げが予定通り行われなかった旨を公表（自社webページ等）していただきます。（ただし、賃上げをできないやむを得ない事情があると認められる場合には、その限りではございません。）

## 8. 説明会の開催

当該公募に係る内容、提出書類等についての公募説明会を開催します。応募に当たって公募説明会への参加は必須ではありませんが、参加されることを推奨します。なお、説明会は日本語で行います。

## 9. 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等は下記のフォームから受け付け、公募説明会および公募説明会以降にE-mailで回答します。質問等は公募開始から2024年2月22日正午までの間に限り以下のフォームで受け付けます。ただし審査の経過等に関するお問い合わせには応じられません。

<https://app23.infoc.nedo.go.jp/qa/enquetes/u0d16oju72it>

## 10. NEDO事業に関する業務改善アンケート

NEDOでは、NEDO事業に関する業務改善アンケートを常に受け付けております。ご意見のある方は、以下リンクの「7. NEDO事業に関する業務改善アンケート」から、ご意見お寄せいただければ幸いです。なお、内容については、本プロジェクトに限りません。

[https://www.nedo.go.jp/shortcut\\_jigyuu.html](https://www.nedo.go.jp/shortcut_jigyuu.html)

### 関連資料

研究開発計画

2023年度実施方針

バイオものづくり革命推進事業に関する特別約款

バイオものづくり革命推進事業費助成金交付規程

様式1：提案概要

様式2：実施計画(提案)

様式3：研究開発責任者の研究経歴書(委託)

様式4：主任研究者の研究経歴書(助成)

別紙1：応募基礎情報

別紙2：実施計画

別紙3：事業戦略ビジョン

別紙4：体制図

別紙5：体制表

別紙6：各年度予算額内訳

別紙7：項目ごと積算総括表

別紙8：積算総括グラフ

別紙9 事業者名\_事業-財務状況報告書\_(説明文書)

別紙10：利害関係確認書

別紙11：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票

別紙12：e-Rad 応募内容提案書\_代表提案者名\_(説明文書)

別紙13：加点要素活動状況(若手・ワークライフバランス・賃上げ声明)

別紙14：その他の研究費の応募・受入状況

別紙15：事業成果の広報活動について(助成)

別紙16：非公開とする提案内容(助成)

別紙17：事業者名\_国外企業との共同研究契約書の写し(説明文書)

別紙18\_事業者名\_契約に対する疑義(説明文書)

別添1：提案書作成上の注意

別添2：利害関係の確認について

別添3：NEDO事業遂行上に係る情報管理体制等の確認票 について

別添4：本プロジェクトにおける知財マネジメント基本方針

別添5：本プロジェクトにおけるデータマネジメントに係る基本方針

別添6：契約に係る情報の公表について

別添7：バイオものづくり革命\_提案プレゼン資料【受理番号\_代表法人名】

業務委託契約書(案)及び業務委託契約約款(本公募用に特別に掲載しない場合は、「業務委託契約標準契約書」を指します)

## IEA における TRL の定義と仮訳

TRL 1	Initial idea: basic principles have been defined 基本原理・現象の解明
TRL 2	Application formulated: concept and application of solution have been formulated 原理・現象の定式化
TRL 3	Concept needs validation: solution needs to be prototyped and applied 技術コンセプトの実験的な証明
TRL 4	Early prototype: prototype proven in test conditions 試験環境下での初期プロトタイプ実証
TRL 5	Large prototype: components proven in conditions to be deployed 想定使用環境下での機能別大型プロトタイプ実証
TRL 6	Full prototype at scale: prototype proven at scale in conditions to be deployed 想定使用環境下での統合プロトタイプ実証
TRL 7	Pre-commercial demonstration: solution working in expected conditions 商用前実証によるソリューション検証
TRL 8	First-of-a-kind commercial: commercial demonstration, full-scale deployment in final form 実機での初期的商用稼働
TRL 9	Commercial operation in relevant environment: solution is commercially available, needs evolutionary improvement to stay competitive 実環境下での商用稼働
TRL 1 0	Integration at scale: solution is commercial but needs further integration efforts 他要素との大規模統合
TRL 1 1	Proof of stability: predictable growth 安定性の証明

(出典) I E A の H P (<https://www.iea.org/reports/innovation-gaps>) 及び

J S T 研究開発戦略センター 海外調査報告書「主要国における橋渡し研究基盤整備の支援」

(<https://www.jst.go.jp/crds/report/CRDS-FY2015-OR-03.html>) を参照して経済産業省で

作成